

電子提供措置の開始日：2024年5月20日

第19回定時株主総会 その他の電子提供措置事項 (交付書面省略事項)

<事業報告>

- ・ 新株予約権等の状況
- ・ 内部統制体制
- ・ 会計監査人に関する事項
- ・ 株式の大量取得を目的とする買付けに対する基本的な考え方

<連結計算書類>

- ・ 連結持分変動計算書
- ・ 連結注記表

<計算書類>

- ・ 株主資本等変動計算書
- ・ 個別注記表

第一三共株式会社

上記事項は、法令及び定款第16条第2項の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しています。

■ 新株予約権等の状況

| 名称 (発行決議の日) | 目的となる株式の 種類及び数 | 1個当たりの 払込金額 | 1個当たりの 行使価額 | 新株予約権を 行使することができる期間 | 当社役員の 保有状況 |
|---------------------------|-------------------|----------------|----------------|------------------------------|---------------|
| | | | | | 取締役(除社外) |
| 第3回新株予約権 (2009年7月31日) | 当社普通株式 14,700株 | 133,800円 | 300円 | 2009年8月18日から 2039年8月17日まで | 49個 (1名) |
| 第4回新株予約権 (2010年7月30日) | 当社普通株式 14,700株 | 119,700円 | 300円 | 2010年8月20日から 2040年8月19日まで | 49個 (1名) |
| 第5回新株予約権 (2011年6月27日) | 当社普通株式 12,600株 | 111,200円 | 300円 | 2011年7月13日から 2041年7月12日まで | 42個 (1名) |
| 第6回新株予約権 (2012年6月22日) | 当社普通株式 16,800株 | 88,400円 | 300円 | 2012年7月10日から 2042年7月9日まで | 56個 (1名) |
| 第7回新株予約権 (2013年6月21日) | 当社普通株式 12,000株 | 119,900円 | 300円 | 2013年7月9日から 2043年7月8日まで | 40個 (1名) |
| 第8回新株予約権 (2014年6月23日) | 当社普通株式 31,500株 | 136,100円 | 300円 | 2014年7月9日から 2044年7月8日まで | 105個 (2名) |
| 第9回新株予約権 (2015年6月22日) | 当社普通株式 29,400株 | 185,800円 | 300円 | 2015年7月8日から 2045年7月7日まで | 98個 (2名) |
| 第10回新株予約権 (2016年6月20日) | 当社普通株式 33,900株 | 196,000円 | 300円 | 2016年7月6日から 2046年7月5日まで | 113個 (2名) |

(注)

- 1) 取締役が保有している新株予約権の一部には、取締役が執行役員在任時に付与されたものが含まれておりません。
- 2) 新株予約権の行使の条件は以下の通りです。
 - a. 新株予約権の割当てを受けた者（以下「新株予約権者」）は、新株予約権の割当て時に就任していた当社の取締役又は執行役員を退任した日（新株予約権者が取締役及び執行役員を兼務している者である場合は、以後、執行役員の地位を有し続けるか否かにかかわらず、取締役を退任した日をいうものとし、新株予約権者が新株予約権の割当て時に執行役員である場合において、その者が執行役員の退任と同時に、取締役に就任した場合は、執行役員を退任した日ではなく、取締役を退任した日をいうものとする。）の翌日から10年以内に終了する事業年度のうち最終事業年度末日までに限り、新株予約権を行使できる。
 - b. 新株予約権者は、新株予約権について質入れその他一切の処分をすることができない。
 - c. 新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人は、当社及び新株予約権者との間で締結される新株予約権割当契約に定めるところに従い、相続原因事由発生日現在において未行使の新株予約権を承継し、これを行使することができる。
 - d. 新株予約権者は、新株予約権を行使する場合、1個の新株予約権の一部の行使ができないものとする。
 - e. その他の条件は、取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約の定めるところによる。
- 3) 新株予約権の取得事由及び条件は以下の通りです。
 - a. 新株予約権者が上記2)の定めに基づき、権利を行使することができなくなった場合には、当社は、取締役会が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する当該新株予約権を無償で取得することができるものとする。
 - b. 当社が吸収合併消滅会社となる吸収合併契約が当社の株主総会（株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会とする。）において承認されたとき、当社が株式交換完全子会社又は株式移転完全子会社となる株式交換契約承認の議案又は株式移転計画承認の議案が株主総会（株主総会決議が不要な場合は当社の取締役会とする。）で承認されたときは、当社は、取締役会が別途定めた日において、新株予約権者の有する新株予約権を無償で取得することができるものとする。
 - c. 新株予約権者が書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出たときは、当社は、取締役

会社が別途定めた日において、当該新株予約権者の有する当該新株予約権を無償で取得することができるものとする。

- 4) 当社は、2020年10月1日を効力発生日として普通株式1株を3株とする株式分割を行っているため、新株予約権の目的となる株式の数は、1個当たり300株に変更となっております。
- 5) 当期末現在における未行使の新株予約権の目的となる株式の総数と発行済株式の総数（自己株式を除く）に対する割合は以下の通りです。

| 未行使の新株予約権の目的となる 株式の総数 | 発行済株式総数（自己株式を除く） に対する割合 |
|--------------------------|----------------------------|
| 165,600 株 | 0.01% |

■ 内部統制体制

① 内部統制体制構築の基本方針

・当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制について、2023年4月27日の取締役会において、当社グループにおけるグローバル経営体制等を踏まえた内部統制体制構築の基本方針を下記の通り改正することを決議しております。

a. グループ経営管理に関する体制

- イ. 「第一三共グループ経営会議規程」を定め、最高経営責任者（Chief Executive Officer）（以下「CEO」）が戦略的な意思決定を行うことを目的として、CEOの指名する主要な事業・機能の責任者等をもって経営会議を構成し、重要事項を審議する。また、グローバルに円滑・迅速な意思決定を行うため、「第一三共グループ決裁ポリシー」及び「決裁規程」を定める。
- ロ. 「第一三共グループグローバルマネジメント規程」、「内部統制システムの整備規程」、「組織管理規程」等を定め、第一三共グループの経営管理体制を明確にする。CEOは、各事業・機能の責任者等に対し、経営方針等を伝達するとともに、各事業・機能の責任者等から業務執行状況、業績等に関する報告を受ける。また、各事業・機能の責任者等は、当該事業・機能の管理下にあるグループ会社の代表者等に対し、経営方針等を伝達するとともに、グループ会社の代表者等から業務執行状況、業績等に関する報告を受ける。
- ハ. 意思決定と職務執行の迅速性を考慮し、執行役員制度を導入する。
- ニ. 「第一三共グループグループ会社管理規程」を定め、グループ会社の責任と権限を明確化する。また、CEOまたは各グループ会社を管理する事業・機能の責任者等は、グループ会社の代表者等から経営・業績等に関する報告を受ける。
- ホ. 「第一三共グループ財務報告ポリシー」及び「財務報告に係る内部統制規程」を定め、これらを適切に運用することにより、第一三共グループの財務報告の信頼性を確保する。

b. コンプライアンスの確保に関する体制

- イ. 「第一三共グループ企業行動憲章」及び「第一三共グループ個人行動規範」を定め、第一三共グループの役員、執行役員及び従業員による高い倫理観を維持した適正な職務の執行を図る。
- ロ. 「コンプライアンス推進規程」を定め、社外専門家を含む会議体の設置等、第一三共グループのコンプライアンス体制を整備し、国内外の法規制及び企業倫理を遵守する。
- ハ. 「内部監査規程」を定め、監査部及びグループ会社の監査機能は、第一三共グループにおける、法令、定款及び社内諸規程の遵守状況について、内部監査を実施する。
- ニ. 当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対して毅然とした姿勢で臨み、反社会的勢力及び団体による経営活動への関与や被害を防止するために、「第一三共グループ企業行動憲章」等において、反社会的勢力及び団体との関係遮断を徹底することを基本方針に定めるとともに、組織的体制を整備し、警察当局等と連携した情報収集や役員、執行役員及び従業員に対する啓発活動等により、関係の排除に取り組む。

c. リスクマネジメントに関する体制

- イ. 「第一三共グループリスクマネジメント推進規程」、「第一三共グループクライシスマネジメントポリシー」、「第一三共グループBCPポリシー」等を定め、グループ会社を含めたグローバルなリスクマネジメント体制を整備する。

- ロ. 監査部及びグループ会社の監査機能は、上記規程等を踏まえたリスクマネジメントの推進状況について、内部監査を実施する。
- d. 情報の保全・管理に関する体制
- イ. 「第一三共グループ情報セキュリティポリシー」、「情報セキュリティ規程」等を定め、情報セキュリティ体制を整備し、法令及び社内諸規程に基づき、取締役、監査役、執行役員等の職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
 - ロ. 株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録等、取締役の職務の執行に係る文書については、取締役及び監査役が常時閲覧することができるよう、適切に保存、管理する。
- e. 監査役の監査に関する体制
- イ. 当社の監査役は、取締役の職務執行、意思決定の過程及び内容並びに内部統制体制の整備及び運用状況を監査する。
 - ロ. 当社は、当社の取締役が、当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに、当該事実を監査役に報告する。
 - ハ. 当社の監査役は、当社の取締役、執行役員及び従業員並びにグループ会社の取締役、執行役員及び従業員等から業務執行状況等の報告を受ける。
 - ニ. 当社の監査役は、経営会議その他の重要な会議に出席する。
 - ホ. 決裁の手续や内容を検証するため、決裁の通知先に監査役を常に設定する。
 - ヘ. 当社の監査役は、代表取締役と定期的に会合をもち、経営方針の確認や監査上の重要課題等についての意見交換を行う。
 - ト. 当社の監査役は、グループ会社の監査役等と相互に情報を交換し、緊密な連携を保つ。
 - チ. 当社の監査役は、外部監査人及び監査部と連携し、意見交換等を行う。
 - リ. 当社の監査役の職務を補助する専任スタッフを置く。当該専任スタッフは、取締役から独立し、監査役の指揮命令の下に職務を遂行する。
 - ヌ. 当社の監査役の専任スタッフの人事異動、人事評価等については、予め監査役会の同意を必要とする。
 - ル. 当社は、前記e. ハ. に基づき報告を行った者及び第一三共グループ個人行動規範等に基づき報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行わない。
 - ヲ. 当社は、監査役の職務の執行について生じる費用を負担する。

② 内部統制体制の運用状況の概要

[グループ経営管理に関する事項]

- ・当社は、「第一三共グループ経営会議規程」に基づき、経営会議を適宜開催し、グループ経営の戦略・方針及び執行に関する重要事項について審議し、意思決定しております。また、グループの戦略・方針を踏まえた業務執行にあたり、CEOの意思決定事項や各組織長への権限委譲について定めた「決裁規程」を設け、これを適切に運用することで、円滑かつ迅速な業務執行を実現しております。なお、取締役会による決議が必要な事項については、「取締役会規程」に定めた付議基準に則り、取締役会において審議し、決議しております。
- ・当社は、「第一三共グループグローバルマネジメント規程」「組織管理規程」等に従い、CEOの命を受けた主要な地域・法人・機能の責任者及び部所長が所属員の監督、管理及び指導を行っており、定期的に全社方針を伝達するとともに、経営・業績等に関する報告を得ております。
- ・当社は、執行役員制度を採用することにより、適正かつ迅速な経営の意思決定と業務執行に資する体制としております。

[コンプライアンスの確保に関する事項]

- ・当社グループ役員及び従業員のグローバルな行動規範として「第一三共グループ企業行動憲章」及び「第一三共グループ個人行動規範」を定めております。コンプライアンス推進活動については、毎年、企業倫理委員会（社外専門家を含む）及び取締役会に報告されており、課題がある場合には、解決に向けた対策の実施について提言する体制を構築しております。
- ・当社ではコンプライアンス・リスク管理部及び外部委託専門業者に、国内外グループ会社の従業員及び取引先等も利用可能なホットラインを設け、重大なコンプライアンス違反については、企業倫理委員会等に報告されております。
- ・当社はグローバルなコンプライアンス体制の実効性を確保するため、企業倫理委員会の諮問機関として海外グループ会社のコンプライアンス・オフィサー等をメンバーとする「グローバル・コンプライアンス諮問委員会」を設置しております。

[リスクマネジメントに関する事項]

- ・当社グループでは、リスクを“組織の目的・目標の達成を阻害する要因”と定義し、企業活動に潜在するリスクへの適切な対応を行うとともに、リスクの顕在化によってもたらされる影響を合理的に管理し、人・社会・企業の損失を最低限に留めるべく、「第一三共グループリスクマネジメント推進規程」を定め、リスクマネジメントを推進しております。
- ・推進にあたっては、ヘッド オブ グローバル コンプライアンス・リスクがリスクマネジメント推進責任者として当社グループ全体のリスクマネジメントを統括し、リスクマネジメントの啓発推進とリスクマネジメントシステムの運営を行っております。企業経営に重大な影響を及ぼすリスクについては、取締役会及び経営会議等を通じて、リスクの特定及び定期的な状況把握・評価を行い、部門責任者がリスクマネジメント推進責任者と連携して対策を講じることで、リスク顕在化の未然防止と損失の最小化に努めております。
- ・リスクマネジメントの一環として、種々のクライシス発生時の影響・損害を最小限に抑えるための対応を「クライシスマネジメント」として定義しております。クライシスマネジメント責任者及びクライシスマネジメント初期対応責任者の設置、クライシスのレベルに応じたクライシスマネジメント体制、報告ルート・方法等を予め定めることで、クライシス発生時の迅速かつ的確な初動対応がとれる体制を整えております。
- ・クライシスマネジメントに含まれる事業継続計画（BCP）については、外部リスク要因

の多様化・激甚化や事業・サプライチェーンのグローバル化への適合を目的に、「第一三共グループBCPポリシー」、「BCP規程」を制定し、事業継続に及ぼす影響が大きい優先品目及び業務を特定し、これに対する事前対策・事後の早期復旧対策の立案等を進めております。

[情報の保全・管理に関する事項]

- ・当社グループでは、「第一三共グループ情報セキュリティポリシー」、「情報セキュリティ規程」等を定め、情報セキュリティ体制を整備しております。2023年度は、第一三共グループ情報セキュリティポリシー改正及びセキュリティスタンダードを新設し運用を開始しております。
- ・法令及び社内諸規程に基づき、取締役、監査役、執行役員等の職務執行に係る情報を適切に保存・管理しております。
- ・株主総会議事録、取締役会議事録、経営会議議事録等、取締役の職務の執行に係る文書については、取締役及び監査役が常時閲覧することができるよう、適切に保存、管理しております。

[監査役の監査に関する事項]

- ・当社の取締役、執行役員及び従業員、並びにグループ会社の役員及び従業員は、当社の監査役に業務執行状況の報告を適時実施しており、また当社の取締役等が当社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに当社の監査役に報告する体制を整備しております。
- ・当社の監査役は、重要な会議への出席及び重要書類の閲覧を行うとともに、当社の代表取締役をはじめとする取締役との意見交換会を定期的を実施しております。また当社の内部監査部門及び会計監査人との緊密な連携を保ち、監査役の監査が実効的に行われる体制を確保しております。
- ・当社の常勤監査役は、主要な国内グループ会社の非常勤監査役を兼務し、当該会社の取締役会及び経営会議に出席するなど、内部統制体制の構築・運用状況を確認しております。
- ・当社は、監査役室を設置し、業務執行から独立した専任のスタッフが監査役の職務遂行を補助しております。

■ 会計監査人に関する事項

① 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

② 当期に係る会計監査人の報酬等の額

(単位：百万円)

| 区分 | 前事業年度 | | 当事業年度 | |
|-------|--------------|-------------|--------------|-------------|
| | 監査証明業務に基づく報酬 | 非監査業務に基づく報酬 | 監査証明業務に基づく報酬 | 非監査業務に基づく報酬 |
| 当社 | 237 | 4 | 244 | 4 |
| 連結子会社 | 46 | 2 | 69 | — |
| 計 | 283 | 6 | 313 | 4 |

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、監査証明業務に基づく報酬にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の前事業年度の監査計画と実績の比較、監査時間及び報酬額の推移等を確認し、当事業年度の監査予定時間及び報酬額の妥当性を総合的に判断した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 「1. 当社グループの現況に関する事項(7)重要な子会社等の状況①重要な子会社の状況」に記載の子会社のうち、海外子会社については、有限責任あずさ監査法人以外の監査法人の監査を受けております。

③ 非監査業務の内容

- ・当社は、会計監査人に対して、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、英文決算短信等に係る助言業務等を委託し対価を支払っております。

④ 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

- ・監査役会は、当社「会計監査人評価基準」等に従い会計監査人を総合的に評価し、会計監査人の変更が必要であると認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。
- ・また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当し、解任が相当と認められる場合、監査役の全員の同意により、これを解任いたします。
- ・なお、当社「会計監査人評価基準」は、会計監査人候補者については、法令等遵守体制、監査品質管理体制、監査実績、当社からの独立性、医薬品産業に関する知識と経験、グローバルな監査体制、監査報酬等の評価項目について、それぞれの妥当性を評価して選定し、会計監査人の再任・不再任を審議するに当たっては、これらのほか、監査役への報告や経営者とのコミュニケーションの状況、監査の実施状況等の評価項目について、それぞれの妥当性を評価することを定めております。

■ 株式の大量取得を目的とする買付けに対する基本的な考え方

- 当社は、株式の大量取得を目的とする買付けが行われる場合、それに応じるか否かは、株主の皆様の判断に委ねられるものと考えており、経営権の異動を通じた企業活動の活性化等の意義を否定するものではありません。したがって、当社は買収への対抗措置をあらかじめ定めておりません。
- しかし、一般に高値売抜け等の不当な目的による企業買収の提案があり、それが当社の企業価値・株主共同の利益の向上に資さない場合には、当社としてその提案に対抗することは当然の責務と認識しております。そのため、当社は株式取引や株主の異動状況等を常に注視しております。
- 実際に当社株式の大量取得を目的とした買付者が出現した場合には、取締役会において買収提案の評価を行い、当社の企業価値・株主共同の利益への影響を慎重に判断し、その向上に資さない場合には、個別の案件に応じた適切な対抗措置を講じてまいります。

以 上

連結持分変動計算書 (2023年4月1日から2024年3月31日まで)

(単位 百万円)

| | 親会社の所有者に帰属する持分 | | | | | | |
|------------------------|----------------|-------|----------|-------------|--------------|---------------|---------------------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | 自己株式 | その他の資本の構成要素 | | | |
| | | | | 新株予約権 | 在外営業活動体の換算差額 | キャッシュ・フロー・ヘッジ | その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 |
| 2023年4月1日 残高 | 50,000 | — | △ 36,808 | 608 | 168,415 | 403 | 31,446 |
| 当期利益 | — | — | — | — | — | — | — |
| その他の包括利益 | — | — | — | — | 75,512 | 578 | 15,114 |
| 当期包括利益 | — | — | — | — | 75,512 | 578 | 15,114 |
| 自己株式の取得 | — | — | △ 25 | — | — | — | — |
| 自己株式の処分 | — | 156 | 204 | △ 48 | — | — | — |
| 配当金 | — | — | — | — | — | — | — |
| 株式報酬取引 | — | 1,806 | — | — | — | — | — |
| 支配継続子会社に対する持分変動 | — | — | — | — | — | — | — |
| その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替 | — | — | — | — | — | — | △ 6,818 |
| 非金融資産等への振替 | — | — | — | — | — | △ 1,213 | — |
| その他の増減 | — | — | — | — | — | — | — |
| 所有者との取引額等合計 | — | 1,962 | 178 | △ 48 | — | △ 1,213 | △ 6,818 |
| 2024年3月31日 残高 | 50,000 | 1,962 | △ 36,629 | 560 | 243,928 | △ 232 | 39,742 |

| | 親会社の所有者に帰属する持分 | | | | 非支配持分 | 資本合計 |
|------------------------|----------------|---------------|-----------|------------------|-------|-----------|
| | その他の資本の構成要素 | | 利益剰余金 | 親会社の所有者に帰属する持分合計 | | |
| | 確定給付制度に係る再測定 | その他の資本の構成要素合計 | | | | |
| 2023年4月1日 残高 | — | 200,874 | 1,231,788 | 1,445,854 | — | 1,445,854 |
| 当期利益 | — | — | 200,731 | 200,731 | 285 | 201,016 |
| その他の包括利益 | 16,009 | 107,213 | — | 107,213 | 217 | 107,431 |
| 当期包括利益 | 16,009 | 107,213 | 200,731 | 307,945 | 502 | 308,447 |
| 自己株式の取得 | — | — | — | △ 25 | — | △ 25 |
| 自己株式の処分 | — | △ 48 | — | 311 | — | 311 |
| 配当金 | — | — | △ 67,109 | △ 67,109 | — | △ 67,109 |
| 株式報酬取引 | — | — | — | 1,806 | — | 1,806 |
| 支配継続子会社に対する持分変動 | — | — | — | — | △ 73 | △ 73 |
| その他の資本の構成要素から利益剰余金への振替 | △ 16,009 | △ 22,827 | 22,827 | — | — | — |
| 非金融資産等への振替 | — | △ 1,213 | — | △ 1,213 | — | △ 1,213 |
| その他の増減 | — | — | 604 | 604 | — | 604 |
| 所有者との取引額等合計 | △ 16,009 | △ 24,089 | △ 43,677 | △ 65,626 | △ 73 | △ 65,699 |
| 2024年3月31日 残高 | — | 283,998 | 1,388,842 | 1,688,173 | 429 | 1,688,603 |

注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) 連結計算書類の作成基準

当社グループの連結計算書類は、会社計算規則第120条第1項の規定により、国際会計基準（以下「IFRS」）に準拠して作成しております。なお、連結計算書類は同項後段の規定により、IFRSで求められる開示項目の一部を省略しております。

(2) 連結の範囲に関する事項

① 連結子会社の数…………… 49社

② 主要な連結子会社の名称

国内

第一三共エスファ㈱、第一三共ヘルスケア㈱、第一三共プロファーマ㈱、第一三共ケミカルファーマ㈱、第一三共バイオテック㈱、第一三共RDノバーレ㈱、第一三共ビジネスアソシエ㈱

海外

第一三共U. S. ホールディングスInc.、第一三共Inc.、アメリカン・リージェントInc.、第一三共ヨーロッパGmbH、第一三共（中国）投資有限公司、第一三共製薬（上海）有限公司

③ 連結子会社の増減

増加：2社（設立等による増加）

減少：2社（清算等による減少）

(3) 持分法の適用に関する事項

① 持分法適用の関連会社数…………… 1社

② 関連会社の名称

㈱日立医薬情報ソリューションズ

③ 持分法適用関連会社の増減

減少：1社（新株発行に伴う持分比率の低下による減少）

(4) 会計処理基準に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

(i) 金融資産

(a) 当初認識及び測定

金融資産は、当該金融資産の契約条項の当事者となった場合に当初認識しております。

金融資産は、純損益を通じて公正価値で測定する区分に分類される場合を除き、公正価値に、当該金融資産に直接起因する取引コストを加算した金額で測定しております。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権は、取引価格で当初測定しております。

金融資産は、当初認識時に、(イ) 償却原価で測定する金融資産、(ロ) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産、又は、(ハ) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

(イ) 償却原価で測定する金融資産

次の条件がともに満たされる場合には、償却原価で測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローを回収するために金融資産を保有することを目的とする事業モデルの中で保有されている。

- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

(ロ) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

公正価値で測定する負債性金融商品は、次の条件が満たされる場合には、その他の包括利益を通じて測定する金融資産に分類しております。

- ・ 契約上のキャッシュ・フローの回収と売却の両方によって目的が達成される事業モデルの中で保有されている。

- ・ 金融資産の契約条件により、元本及び元本残高に対する利息の支払のみであるキャッシュ・フローが特定の日に生じる。

公正価値で測定する資本性金融商品は、純損益を通じて公正価値で測定しなければならない売買目的で保有する資本性金融商品を除き、一部の資本性金融商品について、公正価値の事後の変動をその他の包括利益に表示するという取消不能な選択を行っており、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

(ハ) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

金融資産は、償却原価で測定される場合又はその他の包括利益を通じて公正価値で測定される場合を除いて、純損益を通じて公正価値で測定する金融資産に分類しております。

(b) 事後測定

金融資産の当初認識後の測定は、その分類に応じて次のとおり測定しております。

(イ) 償却原価で測定する金融資産

実効金利法による償却原価で測定しております。

(ロ) その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産

その他の包括利益を通じて公正価値で測定する負債性金融商品は、公正価値の変動額をその他の包括利益にて認識し、減損利得又は減損損失及び為替差損益は純損益にて認識しております。認識を中止した場合は、過去にその他の包括利益に認識した利得又は損失の累計額を、資本から純損益に組替調整額として振り替えております。

公正価値で測定する資本性金融商品のうち、その他の包括利益を通じて公正価値で測定すると指定したものは、公正価値の変動額はその他の包括利益にて認識していません。認識を中止した場合、あるいは公正価値が著しく下落した場合には、その他の包括利益の累計額を利益剰余金に振り替えております。

(ハ) 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産

公正価値で測定し、公正価値の変動額は純損益にて認識しております。

(c) 認識の中止

金融資産は、金融資産からのキャッシュ・フローに対する契約上の権利が消滅した場合、又は当該金融資産の所有に係るリスクと経済価値をほとんどすべて移転する取引において、金融資産のキャッシュ・フローを受け取る契約上の権利を移転する場合に、認識を中止しております。

(ii) 金融資産の減損

償却原価で測定する金融資産に係る減損については、期末日ごとに信用リスクが当初認識以降に著しく増大したかどうかを評価し、当該金融資産に係る予想信用損失に対する貸倒引当金を認識しております。

金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していない場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を12か月の予想信用損失に等しい金額で測定しております。一方、金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大している場合には、当該金融資産に係る貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。ただし、重大な金融要素を含んでいない営業債権については、常に貸倒引当金を全期間の予想信用損失に等しい金額で測定しております。

契約上の支払期日より30日超の経過があった場合には、原則として信用リスクの著しい増大があったものとしております。信用リスクが著しく増大しているか否かの評価を行う際は、期日経過情報のほか、合理的で裏付け可能な情報を考慮しております。なお、金融資産に係る信用リスクが期末日時点で低いと判断される場合には、当該金融資産に係る信用リスクが当初認識以降に著しく増大していないと判断しております。

金融資産の予想信用損失は、以下のものを反映する方法で見積っております。

- ・一定範囲の生じ得る結果を評価することにより算定される、偏りのない確率加重金額
- ・貨幣の時間価値
- ・過去の事象、現在の状況及び将来の経済状況の予測についての、報告日において過大なコストや労力を掛けずに利用可能な合理的で裏付け可能な情報

予想信用損失は、契約上受け取ることのできる金額と受取が見込まれる金額との差額の現在価値に基づいて測定しております。減損が認識された償却原価で測定する金融資産の帳簿価額は貸倒引当金を通じて減額し、減損損失を純損益にて認識しております。減損損失が減少する場合は、減損損失の減少額を貸倒引当金を通じて純損益にて戻し入れております。将来の回収を現実的に見込めず、かつすべての担保が当社グループに移転されたときに、直接減額しております。

(iii) 金融負債

(a) 当初認識及び測定

金融負債は、当初認識時に、償却原価で測定する金融負債と純損益を通じて公正価値で測定する金融負債に分類しております。すべての金融負債は公正価値で当初測定しておりますが、償却原価で測定する金融負債については、直接起因する取引コストを控除した金額で測定しております。

(b) 事後測定

金融負債の当初認識後の測定は、その分類に応じて次のとおり測定しております。

(イ) 償却原価で測定する金融負債

償却原価で測定する金融負債は、実効金利法による償却原価で測定しております。実効金利法による償却及び認識を中止した場合の利得及び損失は、純損益にて認識しております。

(ロ) 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債

公正価値で測定し、公正価値の変動は純損益にて認識しております。

(c) 認識の中止

金融負債は、契約中に特定された義務が免責、取消し、又は失効になった場合に認識を中止しております。

(iv) 金融資産・負債の相殺

金融資産と金融負債は、認識している金額を相殺する法的に強制可能な権利を現在有しており、かつ純額で決済するか又は資産の実現と負債の決済を同時に実行する意図を有している場合にのみ相殺しております。

(v) デリバティブ及びヘッジ会計

デリバティブは、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジするため利用しております。これらに用いられるデリバティブは主に、為替予約及び金利スワップ等であります。ヘッジ関係の開始時に、ヘッジ関係並びにヘッジ実行に関する企業のリスク管理目的及び戦略の公式な指定と文書化を行っております。当該文書にて、ヘッジ手段、ヘッジ対象、ヘッジされるリスクの性質、及びヘッジ関係がヘッジ有効性の要求を満たしているかどうかを判定する方法を特定しております。

ヘッジ関係の開始時及び継続的に、ヘッジ関係がヘッジ有効性の要求を満たしているかどうかを評価しております。継続的な評価は、期末日又はヘッジ有効性の要求に影響を与える状況の重大な変化があった時のいずれか早い方に行っております。

デリバティブは当初認識時に公正価値で測定し、関連する取引コストは発生時に純損益にて認識しております。当初認識後は、デリバティブは公正価値で測定しております。

ヘッジ会計の要件を満たすヘッジは次のように会計処理しております。

(a) 公正価値ヘッジ

デリバティブの公正価値の変動は純損益にて認識しております。ヘッジされたリスクに起因するヘッジ対象の公正価値の変動はヘッジ対象の帳簿価額を修正し、純損益にて認識しております。

(b) キャッシュ・フロー・ヘッジ

ヘッジ手段に係る利得又は損失のうち有効な部分は、その他の包括利益にて認識し、非有効部分は純損益にて認識しております。その他の包括利益を通じて資本として認識した累積額は、ヘッジ対象である取引が損益に影響を与える時点で純損益に振り替えております。ヘッジ対象が非金融資産又は非金融負債の認識を生じさせるものである場合には、その他の包括利益にて認識している金額は、非金融資産又は非金融負債の帳簿価額の修正として処理を行っております。予定取引又は確定約定の発生がもはや見込めない場合は、その他の包括利益を通じて資本として認識していた累積額を純損益に振り替えております。ヘッジ関係が適格要件を満たさなくなった場合にのみ、将来に向かってヘッジ会計を中止しております。これには、ヘッジ手段が消滅、売却、終了又は行使となった場合を含んでおります。

(vi) 棚卸資産

棚卸資産は、取得原価と正味実現可能価額とのいずれか低い金額で測定しております。取得原価には、原材料、直接労務及びその他の直接費用並びに関連する製造間接費を含めており、原価の算定にあたっては、加重平均法を用いております。正味実現可能価額は、通常の営業過程における見積売価から、完成までの見積原価及び販売に要する見積費用を控除した額であります。

② 重要な減価償却資産・償却資産の減価償却・償却の方法

(i) 有形固定資産

土地以外の有形固定資産は、それぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で減価償却しております。主要な有形固定資産の見積耐用年数は次のとおりであります。

- ・建物及び構築物 15～50年
- ・機械装置及び運搬具 4～8年

なお、減価償却方法、残存価額及び残余耐用年数は毎年見直し、必要に応じて調整しております。

(ii) 無形資産

耐用年数を確定できる無形資産はそれぞれの見積耐用年数にわたり、定額法で償却しております。主要な無形資産の見積耐用年数は次のとおりであります。

- ・営業権 9～18年

なお、償却方法、残存価額及び残余耐用年数は毎年見直し、必要に応じて調整しております。

(iii) 使用権資産

使用権資産は、開始日から使用権資産の耐用年数の終了時又はリース期間の終了時のいずれか早い方の日まで、定額法により減価償却しております。使用権資産の耐用年数は、自己所有の有形固定資産と同様に決定しております。

③ 重要な引当金の計上基準

引当金は、過去の事象の結果として現在の法的義務又は推定的義務を有し、当該義務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く、当該義務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。

貨幣の時間的価値の影響に重要性がある場合には、当該引当金は義務の決済に必要となると見込まれる支出額の現在価値で測定しております。現在価値は、貨幣の時間的価値とその負債に特有なリスクを反映した税引前割引率を用いて計算しております。時間の経過による影響を反映した引当金の増加額は、金融費用として認識しております。

④ 収益及び費用の計上基準

当社グループは、医薬品等の製造販売を主な事業内容としており、顧客に移転を約束した財又はサービスの内容は次のとおりであります。

(i) 製商品の販売

当社グループが顧客に移転を約束した財又はサービスの内容は、医療用医薬品及びヘルスケア品の販売であります。このような販売については、顧客へ製商品を引き渡し、検収が完了した時点で、製商品への支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

対価については、履行義務の充足時点から概ね3ヶ月以内に支払を受けております。なお、重大な金融要素は含んでおりません。

契約条件によっては、当社グループは割引、値引、割戻、返品等に応じる義務を負っております。この場合の取引価格は、顧客との契約において約束された対価からこれらの見積りを控除した金額で算定しており、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上しております。当該返金負債の見積りにあたっては、契約条件や過去の実績などに基づき計算しております。

(ii) 技術料収入

当社グループは、第三者に製品の研究開発、製造や販売、技術の使用等を許諾する契約を締結することにより、契約一時金、マイルストーン収入、ランニング・ロイヤリティー等の対価を得ております。

契約一時金は、履行義務が一時点で充足される場合には、ライセンスを付与した時点で収益を認識しており、マイルストーン収入は、事後に収益の重大な戻入が生じる可能性を考慮し、規制当局への承認申請等の当事者間で合意したマイルストーンが達成された時点で収益を認識しております。履行義務が一時点で充足されないものについては、当該対価を契約負債として計上し、個々の契約に関連する研究開発協力等の履行義務の充足に従い一定期間にわたって収益として認識しております。ランニング・ロイヤリティーは、契約相手先の売上等を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して収益を認識しております。

対価については、履行義務の充足時点から概ね3ヶ月以内に支払を受けております。なお、重大な金融要素は含んでおりません。

⑤ 従業員給付

(i) 退職後給付

(a) 確定給付制度

確定給付制度の退職給付に係る債務の現在価値及び関連する当期勤務費用並びに過去勤務費用は、予測単位積増方式を用いて制度ごとに算定しております。

割引率は、将来の毎年度の給付支払見込日までの期間を基に割引期間を設定し、割引期間に対応した期末日の優良社債の市場利回りを参照して決定しております。

過去勤務費用は、発生した期間の純損益にて認識しております。

確定給付制度の再測定額は、発生した期間においてその他の包括利益にて認識し、直ちに利益剰余金に振り替えております。

(b) 確定拠出制度

確定拠出制度の退職給付に係る費用は、従業員が関連するサービスを提供した時点で費用として認識しております。

(ii) その他

短期従業員給付は、割引計算をせず、従業員が関連するサービスを提供した時点で費用として認識しております。有給休暇費用は、それらを支払う法的義務又は推定的義務を有し、信頼性のある見積りが可能な場合に、それらの制度に基づいて支払われると見積れる金額を負債として認識しております。

⑥ 外貨の換算基準

外貨建取引は、取引日の為替レートにより機能通貨に換算しております。外貨建貨幣性資産及び負債は期末日の為替レートにより機能通貨に換算し、当該換算及び決済により生じる換算差額は、純損益にて認識しております。ただし、その他の包括利益を通じて測定する金融資産及びキャッシュ・フロー・ヘッジから生じる換算差額については、その他の包括利益にて認識しております。

在外営業活動体の資産及び負債（取得により発生したのれん及び公正価値の調整を含む）は期末日の為替レート、収益及び費用は為替レートが著しく変動している場合を除き、期中平均為替レートにより表示通貨に換算しております。なお、超インフレ経済下の在外営業活動体の財務諸表は、インフ

レーションの影響を反映させており、収益及び費用は期末日の為替レートにより表示通貨に換算しております。

在外営業活動体の財務諸表の換算から生じる為替換算差額は、IFRS移行日以降その他の包括利益にて認識しております。在外営業活動体の持分全体の処分もしくは支配、重要な影響力の喪失を伴う持分の一部処分を行った場合は、その他の包括利益の累積額を処分損益の一部として純損益に振り替えております。

(5) のれんに関する事項

のれんは償却を行わず、取得原価から減損損失累計額を控除した価額で計上しており、企業結合のシナジーから便益を得ると見込まれる資金生成単位又は資金生成単位グループに配分しております。

(6) 表示方法の変更

(連結財政状態計算書)

前連結会計年度において流動負債の「営業債務及びその他の債務」及び非流動負債の「その他の非流動負債」に含めていた「契約負債」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度から独立掲記しております。

この表示方法の変更を反映させるため、前連結会計年度の連結財政状態計算書の組替えを行っております。

この結果、前連結会計年度の連結財政状態計算書において、流動負債の「営業債務及びその他の債務」及び非流動負債の「その他の非流動負債」に表示していた金額の一部（それぞれ28,867百万円、292,245百万円）を流動負債及び非流動負債の「契約負債」として組替えております。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結計算書類にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(1) 無形資産の評価

- ① 当連結会計年度に係る連結計算書類における計上額：無形資産 168,300百万円
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

当社グループの無形資産は医薬品に関する営業権、仕掛研究開発費等から構成されております。潜在的な減損の兆候が認められた一定の無形資産は、その都度、減損テストを実施しております。また、未だ使用可能でない無形資産は、毎年及び減損の兆候が存在する場合に減損テストを実施しております。回収可能価額は、公正価値から処分コストを控除した金額と適切な利率で割り引かれたリスク調整後の将来キャッシュ・フロー評価によって測定される使用価値のどちらか高い金額を用いております。無形資産の帳簿価額が回収可能価額を上回る場合には純損益にて減損損失を認識し、当該資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。

使用価値の測定においては、新製品の製造販売が承認される可能性、製品の販売計画等を見積りを加味しております。これらの見積りに使用した仮定と異なる結果が生じることにより、翌連結会計年度の連結計算書類において無形資産の金額に重要な修正を行う可能性があります。

(2) 引当金及び偶発負債

- ① 当連結会計年度に係る連結計算書類における計上額：引当金 29,414百万円
- ② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

引当金は、過去の事象の結果として現在の法的義務又は推定的義務を有し、当該義務を決済するために経済的便益を有する資源の流出が必要となる可能性が高く、当該義務の金額について信頼性のある見積りができる場合に認識しております。また、経済的便益を有する資源の流出の可能性が高くない又は当該義務の金額について信頼性のある見積りができない場合は、偶発負債として開示しております。

引当金の計算及び偶発負債の判断は、期末日における将来の経済的便益の流出時期及び流出金額に関する最善の見積りに基づいて行っております。見積りに使用した仮定と異なる結果が生じることにより、翌連結会計年度の連結計算書類において引当金の金額に重要な修正を行う可能性があります。

3. 連結財政状態計算書に関する注記

(1) 資産から直接控除した貸倒引当金

| | |
|--------------|--------|
| 営業債権及びその他の債権 | 965百万円 |
| その他の金融資産 | 1 |

(2) 有形固定資産の減価償却累計額（減損損失累計額を含む）

524,541百万円

(3) 偶発負債

① 債務保証

従業員の金融機関からの借入金に対して債務保証を行っております。

| | |
|------------|--------|
| 従業員（住宅資金等） | 137百万円 |
|------------|--------|

② 訴訟

Seagen Inc. 保有の米国特許に関する訴訟等

2020年10月、Seagen Inc. は、エンハーツを含む当社ADCがSeagen Inc. の保有する米国特許10,808,039を侵害するとして特許侵害訴訟をテキサス州東部地区連邦地方裁判所に提起しました。2022年4月、同裁判所で陪審審理が行われ、エンハーツが当該特許を侵害しているとの陪審評決が下されました。陪審員は、陪審審理に至る前の2020年10月から2022年3月までの期間のSeagen Inc. の損害額が41.8百万米ドルであると判断し、また、当該米国特許の故意侵害があったと認定しました。同年7月、同裁判所は、前記陪審評決を確認する判決を下しましたが、陪審が故意侵害であると認定した一方で、状況を総合的に判断し、損害賠償額を増額しませんでした。2023年10月、同裁判所は、2022年7月の判決を不服とする当社の申立（Post-trial Motions）を棄却し、当該判決で決定された41.8百万米ドルの損害賠償額に加え、2022年4月1日からSeagen Inc. の当該米国特許が満了する2024年11月4日までのエンハーツの米国売上に対する8%のロイヤリティの支払を命じる一審判決を下しました。2023年11月、当社は、同年10月の一審判決に対し、米国連邦巡回区控訴裁判所に控訴を提起いたしました。なお、仮にSeagen Inc. に当該米国特許の侵害に係る賠償金を支払うこととなった場合には、アストラゼネカ社と締結したエンハーツの共同開発及び販売提携に関する契約に基づき、これをアストラゼネカ社と折半して負担いたします。

一方で、2020年12月、当社らは、Seagen Inc. の当該米国特許が無効であるとして、米国特許商標庁に当該米国特許の有効性を審査する特許付与後レビュー（Post Grant Review、以下「PGR」という。）の請求手続を行いました。2021年6月、当該PGRの審理を開始しない旨の決定がなされておりました。当該決定を受け、同年7月、当社らは、米国特許商標庁への再審理請求を行うとともに、同年8月、バージニア州東部地区連邦地方裁判所に行政訴訟を提起し、その結果、2022年4月、米国特許商標庁は上記再審理請求を認めPGRの開始を決定しました。同年7月、米国特許商標庁はSeagen Inc. の再審理請求を認め、PGRを進めないことを決定しましたが、当社の再審理請求を受け、2023年2月、PGRの再開を決定しました。2024年1月、米国特許商標庁は、Seagen Inc. の当該米国特許は無効であるとの決定を下しました。同年2月、Seagen Inc. は、同年1月の米国特許商標庁の決定に対して長官レビューを申請しましたが、同年3月、米国特許商標庁は当該申請を棄却しました。

当該米国特許は、米国連邦巡回区控訴裁判所に控訴中の特許侵害訴訟においてSeagen Inc. が主張の根拠としている唯一の特許ですが、当社は、当該米国特許は無効であり、賠償金を支払う

可能性は低いと考えているため、当該米国特許の侵害に係る賠償金の引当金を計上しておりません。

4. 連結持分変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式 | 1,947,034千株 | 一千株 | 一千株 | 1,947,034千株 |

(2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当連結会計年度期首の株式数 | 当連結会計年度増加株式数 | 当連結会計年度減少株式数 | 当連結会計年度末の株式数 |
|-------|---------------|--------------|--------------|--------------|
| 普通株式 | 29,690千株 | 5千株 | 164千株 | 29,531千株 |

- 注) 1. 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加5千株であります。
2. 自己株式の数の減少は、単元未満株式の買増しによる減少0千株、新株予約権（ストックオプション）の権利行使に伴う減少100千株及び譲渡制限付株式の付与による減少64千株であります。

(3) 剰余金の配当に関する事項

① 配当金支払額等

(i) 2023年6月19日開催の第18回定時株主総会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 …………… 28,760百万円
- ・ 1株当たり配当金額 …………… 15円 00銭
- ・ 基準日 …………… 2023年3月31日
- ・ 効力発生日 …………… 2023年6月20日

(ii) 2023年10月31日開催の取締役会決議による配当に関する事項

- ・ 配当金の総額 …………… 38,349百万円
- ・ 1株当たり配当金額 …………… 20円 00銭
- ・ 基準日 …………… 2023年9月30日
- ・ 効力発生日 …………… 2023年12月8日

② 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

2024年6月17日開催の第19回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

- ・ 配当金の総額 …………… 57,525百万円
- ・ 配当の原資 …………… 利益剰余金
- ・ 1株当たり配当金額 …………… 30円 00銭
- ・ 基準日 …………… 2024年3月31日
- ・ 効力発生日 …………… 2024年6月18日

(4) 新株予約権に関する事項

| 区分 | 新株予約権の内訳 | 新株予約権の目的となる株式の種類 | 新株予約権の目的となる株式の数 |
|----|---|------------------|-----------------|
| 当社 | 2008年2月発行 第1回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) | 普通株式 | 9千株 |
| 当社 | 2008年11月発行 第2回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) | 普通株式 | 15千株 |
| 当社 | 2009年8月発行 第3回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) | 普通株式 | 45千株 |
| 当社 | 2010年8月発行 第4回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) | 普通株式 | 102千株 |
| 当社 | 2011年7月発行 第5回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) | 普通株式 | 104千株 |
| 当社 | 2012年7月発行 第6回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) | 普通株式 | 156千株 |
| 当社 | 2013年7月発行 第7回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) | 普通株式 | 157千株 |
| 当社 | 2014年7月発行 第8回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) | 普通株式 | 181千株 |
| 当社 | 2015年7月発行 第9回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) | 普通株式 | 153千株 |
| 当社 | 2016年7月発行 第10回新株予約権 (株式報酬型ストックオプション) | 普通株式 | 244千株 |

5. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|---------------------------|-----------|
| 繰延税金資産 | |
| 前払委託研究費・共同開発費等 | 20,743百万円 |
| 減価償却費及び償却費 | 35,403 |
| 棚卸資産未実現利益・評価損等 | 77,275 |
| 繰越欠損金 | 4,105 |
| 未払費用 | 44,220 |
| 有価証券等評価損 | 1,300 |
| 減損損失 | 4,180 |
| リース負債 | 13,639 |
| 資産化対象試験研究費 | 72,247 |
| その他 | 57,243 |
| <hr/> | |
| 繰延税金資産合計 | 330,359 |
| 繰延税金負債 | |
| 無形資産 | △12,457 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産 | △18,088 |
| 退職給付に係る資産 | △11,854 |
| 固定資産圧縮積立金 | △4,235 |
| 使用権資産 | △11,757 |
| その他 | △35,471 |
| <hr/> | |
| 繰延税金負債合計 | △93,863 |
| <hr/> | |
| 繰延税金資産（負債）の純額 | 236,496 |

注) 資産化対象試験研究費は、米国において税務上資産化及び償却の対象とされた試験研究費であります。

6. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については安全性の高い金融資産で運用し、社債の発行及び銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。

営業債権及びその他の債権に係る顧客の信用リスクは、債権管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、その他の金融資産は主に短期の金融商品と株式であります。

営業債務及びその他の債務に係る流動性リスクについては、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、管理しております。

社債及び借入金の使途は自己株式取得資金及び借り換え資金等であり、一部の長期借入金の金利変動リスクに対して金利スワップ取引を実施して支払利息の固定化を実施しております。なお、デリバティブは取引管理規程に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の公正価値等に関する事項

2024年3月31日（当期の連結決算日）における連結財政状態計算書計上額、公正価値及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

| | 連結財政状態計算書計上額 | 公正価値 | 差額 |
|------------------|--------------|-----------|-------|
| (1) 現金及び現金同等物 | 647,180 | 647,180 | — |
| (2) 営業債権及びその他の債権 | 454,188 | 454,188 | — |
| (3) その他の金融資産 | 724,947 | 724,871 | (76) |
| (4) 営業債務及びその他の債務 | (557,131) | (557,131) | — |
| (5) 社債及び借入金 | (101,713) | (93,364) | 8,349 |
| (6) その他の金融負債 | (59,005) | (59,005) | — |
| (7) 条件付対価 | (2,402) | (2,402) | — |

注) 1. 負債に計上されているものについては、() で示しております。

2. 条件付対価は、連結財政状態計算書の「その他の非流動負債」に含まれております。

金融商品の公正価値の測定方法

(1) 現金及び現金同等物、(2) 営業債権及びその他の債権並びに(4) 営業債務及びその他の債務

これらはすべて短期で決済されるため、公正価値は帳簿価額と近似しております。

(3) その他の金融資産及び(6) その他の金融負債

活発な金融市場において取引されている金融商品の公正価値は、市場価格に基づいております。活発な市場が存在しない金融商品の公正価値は、適切な評価技法を用いて測定しております。デリバティブの公正価値は、契約先の金融機関等から提示された価格等に基づき測定しております。

(5) 社債及び借入金

社債の公正価値は、市場で観察可能な価格に基づいて算定しており、レベル2に分類しております。借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映しており、公正価値は帳簿価額と近似しております。また、固定金利によるものは、元金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いて測定する方法によっており、レベル2に分類しております。

(3) 金融商品の公正価値のレベルごとの内訳等に関する事項

公正価値のヒエラルキー

金融商品の公正価値を、公正価値の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1：同一の資産又は負債に関する活発な市場における相場価格（無調整）

レベル2：レベル1に含まれる相場価格以外のインプットのうち、資産又は負債について直接又は間接に観察可能なもの

レベル3：資産又は負債に関する観察可能でないインプット

金融商品のレベル間の振替は、連結会計期間末において認識しております。

当連結会計年度（2024年3月31日）

（単位：百万円）

| | レベル1 | レベル2 | レベル3 | 合計 |
|----------------------------|--------|-------|--------|---------|
| 金融資産 | | | | |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融資産： | | | | |
| デリバティブ資産 | — | 261 | 549 | 811 |
| 債券 | — | 761 | — | 761 |
| その他 | 27,802 | 612 | 816 | 29,231 |
| その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産： | | | | |
| 株式 | 68,149 | — | 13,499 | 81,649 |
| その他 | — | — | 1,433 | 1,433 |
| 合計 | 95,951 | 1,635 | 16,299 | 113,886 |
| 金融負債 | | | | |
| 純損益を通じて公正価値で測定する金融負債： | | | | |
| デリバティブ負債 | — | 334 | — | 334 |
| 条件付対価 | — | — | 2,402 | 2,402 |
| 合計 | — | 334 | 2,402 | 2,736 |

注) 1. レベル間の振替が行われた金融商品はありません。

2. レベル2に分類した金融商品の公正価値については、取引先金融機関から提示された価格に基づき算定しております。

3. レベル3に分類した非上場株式は、類似企業比較法及び純資産に基づく評価モデル等により、公正価値を測定しております。この評価モデルにおいて、EBITDA倍率等の観察可能でないインプットを用いているため、レベル3に分類しております。公正価値の測定には、類似企業に応じて1.9倍～7.9倍のEBITDA倍率等を用いております。なお、EBITDA倍率等が上昇した場合は、公正価値は増加いたします。

4. 「純損益を通じて公正価値で測定する金融負債」の条件付対価は、アンビット・バイオサイエンシズCorp. 及びHBT Labs, Inc. の企業結合により生じたものであります。

アンビット・バイオサイエンシズCorp. の企業結合による条件付対価は、急性骨髄性白血病治療薬（一般名：キザルチニブ、開発コード：AC220）の上市時マイルストーンであり、当連結会計年度において一部が決済されております。既に決済された部分を除き、当社が条件付対価契約に基づき要求され得る将来の支払額は7,214百万円（割引前）であります。支払いの可能性を考慮して期末残高を計上しておりません。

HBT Labs, Inc. の企業結合による条件付対価は、将来のマイルストーン及び開発パイプラインの売上に応じて一定期間支払われるロイヤリティーの見込額であり、貨幣の時間的価値を考慮して計算しております。当社が条件付対価契約に基づき将来のマイルストーンに関して要求され得るすべての将来の支払額は、3,028百万円（割引前）であります。また、将来の開発パイプラインの売上に応じて支払われるロイヤリティーについては、支払額の上限がなく、将来の業績見通しに基づき支払見込額を算出しております。

7. 収益認識に関する注記

(1) 収益の分解

当社グループの売上収益の内訳は次のとおりであります。

当連結会計年度（自 2023年4月1日 至 2024年3月31日）

（単位：百万円）

| | | 地域 | | | | |
|--------|--------|---------|---------|---------|---------|-----------|
| | | 日本 | 北米 | 欧州 | その他 | 合計 |
| 製商品の販売 | 医療用医薬品 | 519,567 | 438,105 | 289,363 | 169,371 | 1,416,408 |
| | ヘルスケア | 75,691 | — | — | 204 | 75,895 |
| | 計 | 595,258 | 438,105 | 289,363 | 169,575 | 1,492,304 |
| 技術料収入 | | 80 | 58,639 | 15,181 | 5,917 | 79,820 |
| その他 | | 4,638 | 2,534 | 6,296 | 16,094 | 29,564 |
| 合計 | | 599,977 | 499,280 | 310,842 | 191,588 | 1,601,688 |

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項 (4) 会計処理基準に関する事項」の「④ 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(i) 契約残高

顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高は、次のとおりであります。

（単位：百万円）

| | 当連結会計年度 (2024年3月31日) |
|---------------|-------------------------|
| 顧客との契約から生じた債権 | 344,811 |
| 契約負債 | 737,602 |

注) 契約負債の主な内容は、技術料収入のうち履行義務を充足する前に顧客から対価を得た部分であります。

当該契約負債は、対応する履行義務の充足に伴い、収益へと振り替えております。

(ii) 残存履行義務に配分する取引価格

残存履行義務に配分した取引価格の総額は主に技術料収入に関するものであり、収益の認識が見込まれる期間は以下のとおりであります。

なお、当初の予想期間が1年以内の契約であるものについては、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。

（単位：百万円）

| | 当連結会計年度 (2024年3月31日) |
|---------|-------------------------|
| 1年以内 | 57,430 |
| 1年超5年以内 | 226,029 |
| 5年超 | 454,136 |
| 合計 | 737,597 |

8. 1株当たり情報に関する注記

| | | |
|--------------------------|------|-----|
| (1) 1株当たり親会社所有者帰属持分…………… | 880円 | 40銭 |
| (2) 基本的1株当たり当期利益…………… | 104円 | 69銭 |
| (3) 希薄化後1株当たり当期利益…………… | 104円 | 62銭 |

9. 重要な後発事象に関する注記

(1) 第一三共エスファ株式会社の株式の譲渡

2024年4月1日、当社は、2023年5月16日に締結したクオールホールディングス㈱との株式譲渡契約に基づき、当社が保有する第一三共エスファ㈱の発行済株式総数の21%をクオールホールディングス㈱に譲渡いたしました。当該株式譲渡契約は第一三共エスファ㈱の全株式を段階的に譲渡するものであり、2023年10月1日に発行済株式総数の30%を既に譲渡していることから、本譲渡取引により当社の所有持分は49%に減少し、当社は第一三共エスファ㈱に対する支配を喪失いたしました。

これらの株式譲渡取引は第一三共エスファ㈱のジェネリック事業の円滑な移管の達成を意図した段階的な株式譲渡取引であることから、当社は、支配の喪失に至るまでの2回の株式譲渡取引を単一の取引として会計処理しております。

この結果、2025年3月期の連結損益計算書において「その他の収益」に子会社株式売却益約160億円を計上する予定です。

なお、2024年3月31日（当期の連結決算日）における連結財政状態計算書において、第一三共エスファ㈱の資産及び負債はそれぞれ「売却目的で保有する資産」及び「売却目的で保有する資産に直接関連する負債」に分類しております。

(2) 自己株式取得および消却

当社は、2024年4月25日開催の取締役会において、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される同法第156条の規定に基づき、自己株式を取得することを決議いたしました。また、同取締役会において、会社法第178条の規定に基づき、自己株式を消却することを決議いたしました。

① 自己株式取得及び消却の理由

株主還元の実現と共に資本効率の向上を図るため

② 取得に係る事項の内容

| | |
|------------------|--------------------------------|
| (i) 取得対象株式の種類 | 当社普通株式 |
| (ii) 取得し得る株式の総数 | 55,000,000株（上限） |
| | （発行済株式総数（自己株式を除く）に対する割合は2.87%） |
| (iii) 株式の取得価額の総額 | 200,000百万円（上限） |
| (iv) 取得期間 | 2024年4月26日から2025年1月15日まで |
| (v) 取得方法 | 東京証券取引所における市場買付け |

③ 消却に係る事項の内容

| | |
|---------------|---------------------------|
| (i) 消却する株式の種類 | 当社普通株式 |
| (ii) 消却する株式の数 | 上記②自己株式取得により取得した自己株式の全株式数 |
| (iii) 消却予定日 | 2025年1月31日 |

10. その他の注記

環境対策引当金に関する注記

当社は野洲川工場跡地について、当該工場閉鎖後、2006年から2008年にかけて敷地内の汚染土壌の洗浄処理や掘削・除去等の土壌汚染対策工事を実施し、工事終了後、敷地周辺に観測井戸を設け地下水のモニタリングを継続してまいりました。

(a) 保管施設の撤去工事について

当該敷地内には、1993年に設置した農薬等の汚染土壌を保管する施設が2ヶ所（グラウンド下保管施設、新工場下保管施設）あり、現在も施設管理及び地下水のモニタリングを実施しております。これまで地下水のモニタリングにおいて問題は起きておりませんが、設置から相当程度の年数が経過しており、安心・安全に係る認識が世界的に大きく変化していることなどから、想定外の事象発生のリスクを考え、環境経営を重視する当社として、事業リスク及び資産管理等の課題を解消すべく、2020年3月期に保管施設の撤去工事を行う決定をいたしました。

保管施設の撤去工事のため、土壌汚染対策法に準拠した調査を行い、2021年3月に調査が完了しました。その後、グラウンド下保管施設については、2021年9月から撤去工事を開始しており、現在も工事が進行しております。撤去工事の進捗により、当連結会計年度に土壌汚染の状況に関する新たな情報を入手したことから、追加の工事費用について信頼性のある見積りが可能となりました。

一方、新工場下保管施設は、野洲川河川敷の堤防部分に隣接しているため、野洲川河川敷堤防対策工事に合わせて撤去工事を実施する予定であります。

(b) 野洲川工場跡地及び野洲川河川敷での対策について

モニタリング調査において、一部の観測井戸でPOPs農薬エンドリンが農薬環境管理指針値（以下、指針値）を超過する値が継続して検出されていることが判明したため、2018年3月から2019年9月までの期間、当該敷地内及び隣地の野洲川河川敷の堤防部分について土壌・地下水の調査を実施いたしました。その調査の結果、指針値を超過したPOPs農薬エンドリンの分布範囲が特定されたため、土壌汚染対策法に準拠した調査を実施してはりましたが、2021年6月に完了しました。その調査結果を踏まえ対策工事計画について行政等と協議を重ねた結果、当連結会計年度に工事計画の合意に至りました。

当社は当連結会計年度において、野洲川工場跡地に設置している(a)保管施設の撤去工事等の関連コストについて、工事代金等の支払いに伴い1,006百万円を取り崩す一方、現時点での最善の見積りに基づき、2,270百万円を追加計上し、3,196百万円を環境対策引当金として計上しております。

また、(b)野洲川工場跡地及び野洲川河川敷での対策については、工事設計費用等の支払いに伴い11百万円を取り崩す一方、確定した工事計画に要する工事費用の現時点での最善の見積りに基づき、1,861百万円を追加計上し、15,949百万円を環境対策引当金として計上しております。その結果、当連結会計年度における環境対策引当金は19,146百万円となり、流動負債に6,130百万円、非流動負債に13,015百万円、それぞれ表示しております。

株主資本等変動計算書（2023年4月1日から2024年3月31日まで）

（単位 百万円）

| | 株主資本 | | | | | | |
|-------------------------|--------|---------|--------------|---------------|-------------|---------|-------------|
| | 資本金 | 資本剰余金 | | | 利益剰余金 | | |
| | | 資本準備金 | その他 資本剰余金 | 資本剰余金 合計 | その他利益剰余金 | | 利益剰余金 合計 |
| | | | | 固定資産 圧縮積立金 | 繰越利益 剰余金 | | |
| 当期首残高 | 50,000 | 179,858 | 252,284 | 432,142 | 4,669 | 507,795 | 512,464 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | | | | | △290 | 290 | - |
| 剰余金の配当 | | | | | | △67,109 | △67,109 |
| 当期純利益 | | | | | | 184,122 | 184,122 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | |
| 自己株式の処分 | | | 156 | 156 | | | |
| その他株主資本の変動 | | | 1,716 | 1,716 | | | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | - | 1,872 | 1,872 | △290 | 117,303 | 117,013 |
| 当期末残高 | 50,000 | 179,858 | 254,156 | 434,014 | 4,378 | 625,099 | 629,478 |

| | 株主資本 | | 評価・換算差額等 | | | 新株予約権 | 純資産合計 |
|-------------------------|---------|------------|----------------------|-------------|----------------|-------|-----------|
| | 自己株式 | 株主資本 合計 | その他 有価証券 評価差額金 | 繰延ヘッジ 損益 | 評価・換算 差額等合計 | | |
| 当期首残高 | △36,808 | 957,798 | 18,749 | 403 | 19,152 | 608 | 977,560 |
| 当期変動額 | | | | | | | |
| 固定資産圧縮積立金の取崩 | | - | | | | | - |
| 剰余金の配当 | | △67,109 | | | | | △67,109 |
| 当期純利益 | | 184,122 | | | | | 184,122 |
| 自己株式の取得 | △25 | △25 | | | | | △25 |
| 自己株式の処分 | 204 | 360 | | | | | 360 |
| その他株主資本の変動 | | 1,716 | | | | | 1,716 |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額（純額） | | | 8,579 | △635 | 7,943 | △48 | 7,894 |
| 当期変動額合計 | 178 | 119,064 | 8,579 | △635 | 7,943 | △48 | 126,959 |
| 当期末残高 | △36,629 | 1,076,863 | 27,328 | △232 | 27,096 | 560 | 1,104,519 |

注) 記載金額は百万円未満を切捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

(i) 満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）によっております。

(ii) 子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法によっております。

(iii) その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法によっております（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）。

市場価格のない株式等

主として、移動平均法による原価法によっております。

② 棚卸資産

通常の販売目的で使用する棚卸資産

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 15～50年

機械装置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4～17年

工具、器具及び備品・・・・・・・・・・・・ 2～15年

② 無形固定資産

定額法によっております。

なお、将来の費用削減効果が確実な自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき退職給付引当金又は前払年金費用を計上しております。

過去勤務費用は、発生時から1年（12ヶ月）で費用処理しております。

数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数

(10年)による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理しております。

③ 環境対策引当金

土壌浄化対策に係る損失に備えるため、土地の一部における浄化対策費用等の見積額を計上しております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算時の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

原則として繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については、振当処理によっております。また、金利スワップの特例処理の要件を満たしている金利スワップについては、特例処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段：為替予約、金利スワップ

ヘッジ対象：外貨建金銭債権債務、借入金、外貨建予定取引

③ ヘッジ方針

輸出入取引等に係る為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジし、投機目的によるデリバティブ取引は行わない方針であります。

④ ヘッジの有効性評価の方法

為替予約及び特例処理によっている金利スワップは取引の重要な条件が同一であり、ヘッジ効果が極めて高いことから、有効性の評価を省略しております。

(「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」を適用しているヘッジ関係)

上記ヘッジ関係のうち、「LIBORを参照する金融商品に関するヘッジ会計の取扱い」(実務対応報告第40号 2022年3月17日)の適用範囲に含まれるヘッジ関係のすべてに、当該実務対応報告に定められる特例的な取扱いを適用しております。当該実務対応報告を適用しているヘッジ関係の内容は、以下のとおりであります。

ヘッジ会計の方法：金利スワップの特例処理

ヘッジ手段：金利スワップ

ヘッジ対象：借入金

ヘッジ取引の種類：キャッシュ・フローを固定するもの

(6) 収益及び費用の計上基準

当社は、医薬品等の製造販売を主な事業内容としており、顧客との契約に基づく主な履行義務の内容及び収益を認識する通常の時点は次のとおりであります。

① 製商品の販売

当社が顧客に移転を約束した財又はサービスの内容は、医療用医薬品の販売であります。このような販売については、顧客へ製商品を引き渡し、検収が完了した時点で、製商品への支配が顧客に移転し、履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

対価については、履行義務の充足時点から概ね3ヶ月以内に支払を受けております。なお、重大な金融要素は含んでおりません。

契約条件によっては、当社は割引、値引、割戻、返品等に応じる義務を負っております。この場合の取引価格は、顧客との契約において約束された対価からこれらの見積りを控除した金額で算定しており、顧客に返金すると見込んでいる対価を返金負債として計上しております。当該返金負債の見積りにあたっては、契約条件や過去の実績などに基づき計算しております。

② 技術料収入

当社は、第三者に製品の研究開発、製造や販売、技術の使用等を許諾する契約を締結することにより、契約一時金、マイルストーン収入、ランニング・ロイヤリティー等の対価を得ております。

契約一時金は、履行義務が一時点で充足される場合には、ライセンスを付与した時点で収益を認識しており、マイルストーン収入は、事後に収益の重大な戻入が生じる可能性を考慮し、規制当局への承認申請等の当事者間で合意したマイルストーンが達成された時点で収益を認識しております。履行義務が一時点で充足されないものについては、当該対価を契約負債として計上し、契約に関連する履行義務の充足に従い一定期間にわたって収益として認識しております。ランニング・ロイヤリティーは、契約相手先の売上等を算定基礎として測定し、その発生時点を考慮して収益を認識しております。

対価については、履行義務の充足時点から概ね3ヶ月以内に支払を受けております。なお、重大な金融要素は含んでおりません。

2. 会計上の見積りに関する注記

会計上の見積りにより当事業年度に係る計算書類にその額を計上した項目であって、翌事業年度に係る計算書類に重要な影響を及ぼす可能性があるものは、次のとおりであります。

(1) 引当金及び偶発債務

① 当事業年度に係る計算書類における計上額：環境対策引当金 19,639百万円

② 会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

連結注記表の「2. 会計上の見積りに関する注記」にて記載しているため、記載を省略しております。

3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額 …………… 164,744百万円

(2) 偶発債務

① 債務保証

関係会社の事業所等賃貸契約に対する保証並びに従業員の金融機関からの借入金に伴う支払債務に対して債務保証を行っております。

| | |
|------------------|-------|
| 第一三共Inc. …………… | 10百万円 |
| プレキシコンInc. …………… | 5,525 |
| 従業員（住宅資金等） …………… | 137 |

② 訴訟

Seagen Inc. 保有の米国特許に関する訴訟等

2020年10月、Seagen Inc. は、エンハーツを含む当社ADCがSeagen Inc. の保有する米国特許10,808,039を侵害するとして特許侵害訴訟をテキサス州東部地区連邦地方裁判所に提起しました。2022年4月、同裁判所で陪審審理が行われ、エンハーツが当該特許を侵害しているとの陪審評決が下されました。陪審員は、陪審審理に至る前の2020年10月から2022年3月までの期間のSeagen Inc. の損害額が41.8百万米ドルであると判断し、また、当該米国特許の故意侵害があったと認定しました。同年7月、同裁判所は、前記陪審評決を確認する判決を下しましたが、陪審が故意侵害であると認定した一方で、状況を総合的に判断し、損害賠償額を増額しませんでした。2023年10月、同裁判所は、2022年7月の判決を不服とする当社の申立（Post-trial Motions）を棄却し、当該判決で決定された41.8百万米ドルの損害賠償額に加え、2022年4月1日からSeagen Inc. の当該米国特許が満了する2024年11月4日までのエンハーツの米国売上に対する8%のロイヤリティーの支払を命じる一審判決を下しました。2023年11月、当社は、同年10月の一審判決に対し、米国連邦巡回区控訴裁判所に控訴を提起いたしました。なお、仮にSeagen Inc. に当該米国特許の侵害に係る賠償金を支払うこととなった場合には、アストラゼネカ社と締結したエンハーツの共同開発及び販売提携に関する契約に基づき、これをアストラゼネカ社と折半して負担いたします。

一方で、2020年12月、当社らは、Seagen Inc. の当該米国特許が無効であるとして、米国特許商標庁に当該米国特許の有効性を審査する特許付与後レビュー（Post Grant Review、以下「PGR」という。）の請求手続を行いました。2021年6月、当該PGRの審理を開始しない旨の決定がなされておりました。当該決定を受け、同年7月、当社らは、米国特許商標庁への再審理請求を行うとともに、同年8月、バージニア州東部地区連邦地方裁判所に行政訴訟を提起し、その結果、2022年4月、米国特許商標庁は上記再審理請求を認めPGRの開始を決定しました。同年7月、米国特許商標庁はSeagen Inc. の再審理請求を認め、PGRを進めないことを決定しましたが、当社の再審理請求を受け、2023年2月、PGRの再開を決定しました。2024年1月、米国特許商標庁は、Seagen Inc. の当該米国特許は無効であるとの決定を下しました。同年2月、Seagen Inc. は、同年1月の米国特許商標庁の決定に対して長官レビューを申請しましたが、同年3月、米国特許商標庁は当該申請を棄却しました。

当該米国特許は、米国連邦巡回区控訴裁判所に控訴中の特許侵害訴訟においてSeagen Inc. が主張の根拠としている唯一の特許ですが、当社は、当該米国特許は無効であり、賠償金を支払う

可能性は低いと考えているため、当該米国特許の侵害に係る賠償金の引当金を計上しておりません。

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務

| | |
|----------|------------|
| ① 短期金銭債権 | 254,093百万円 |
| ② 長期金銭債権 | 138,581 |
| ③ 短期金銭債務 | 199,550 |

4. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高

| | |
|--------------|------------|
| ① 売上高 | 583,536百万円 |
| ② 仕入高 | 195,721 |
| ③ 販売費及び一般管理費 | 369,923 |
| ④ 営業取引以外の取引高 | 73,809 |

(2) 特別利益

(関係会社株式売却益)

第一三共エスファ株式会社の株式売却に係るものであります。

(補助金収入)

新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) に対するワクチンの開発に係るものであります。

5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

| 株式の種類 | 当事業年度 期首の株式数 | 当事業年度 増加株式数 | 当事業年度 減少株式数 | 当事業年度末の 株式数 |
|-------|-----------------|----------------|----------------|----------------|
| 普通株式 | 29,690千株 | 5千株 | 164千株 | 29,531千株 |

注) 1. 自己株式の数の増加は、単元未満株式の買取りによる増加5千株であります。

2. 自己株式の数の減少は、単元未満株式の買増しによる減少0千株、新株予約権 (ストックオプション) の権利行使に伴う減少100千株及び譲渡制限付株式の付与による減少64千株であります。

6. 税効果会計に関する注記

(1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

| | |
|----------------|-----------|
| 繰延税金資産 | |
| 前払委託研究費・共同開発費等 | 20,671百万円 |
| 前払費用等 | 19,444 |
| 減価償却費 | 16,341 |
| 棚卸資産評価損等 | 16,907 |
| 繰越欠損金 | 948 |
| 未払賞与 | 4,539 |
| 有価証券等評価損 | 1,208 |
| 投資簿価修正 | 6,306 |
| 未払事業税等 | 2,942 |
| 契約負債 | 41,884 |
| 貸倒引当金 | 948 |
| 環境対策引当金 | 5,992 |
| その他 | 4,352 |
| 繰延税金資産小計 | 142,488 |
| 評価性引当額 | △3,014 |
| 繰延税金資産合計 | 139,474 |
| 繰延税金負債 | |
| その他有価証券評価差額金 | △11,998 |
| 前払年金費用 | △9,593 |
| 固定資産圧縮積立金 | △4,074 |
| 繰延税金負債合計 | △25,667 |
| 繰延税金資産（負債）の純額 | 113,807 |

(2) 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

7. 収益認識に関する注記

連結注記表の「7. 収益認識に関する注記」にて記載しているため、記載を省略しております。

8. 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

| 種類 | 会社等の名 | 事業の内容 又は職業 | 議決権等 の所有 割合(%) | 関係内容 | | 取引の内容 | 取引金額 (百万円) | 科目 | 期末残高 (百万円) | | |
|-----|-------------------------------|---------------------------------|----------------------|-----------|--------------------------------|-------------------------|---------------|-------|---------------|-------|--------|
| | | | | 役員等 兼任 | 事業上の関係 | | | | | | |
| 子会社 | 第一三共エス ファ(株) | 医薬品の研究開 発・販売 | 直接 70.0 | — | 製品の購入 | 製品の購入 | 83,497 | 買掛金 | 2,551 | | |
| | | | | | | 資金の預り | 9,199 | 預り金 | 9,199 | | |
| | | | | | | 配当金の受取 | 21,366 | — | — | | |
| 子会社 | 第一三共ヘル スケア(株) | ヘルスケア品の研 究開発・製造・販 売 | 直接 100.0 | 兼任1名 | 資金の貸借 取引 | 資金の預り | 37,900 | 預り金 | 37,900 | | |
| 子会社 | 第一三共プロ ファーマ(株) | 医薬品の製造 | 直接 100.0 | 兼任1名 | 製品の購入 | 製品の購入 | 23,588 | 買掛金 | 2,587 | | |
| | | | | | | 資金の貸付 | 34,500 | 短期貸付金 | 2,340 | 長期貸付金 | 32,160 |
| 子会社 | 第一三共ケミ カルファーマ (株) | 医薬品の製造 | 直接 100.0 | 兼任1名 | 製品の購入 | 資金の貸付 | 64,406 | 短期貸付金 | 12,067 | | |
| | | | | | | | | 長期貸付金 | 52,338 | | |
| 子会社 | 第一三共U. S. ホールデ ィングスInc. | 持株会社 | 直接 100.0 | 兼任1名 | 役員の兼任 等 | 配当金の受取 | 31,309 | — | — | | |
| 子会社 | 第一三共Inc. | 医薬品の研究開 発・販売 | 間接 100.0 | 兼任1名 | 製品の販売 及び研究開 発・販売業 務委託 | 製品の販売・ ロイヤリテイ ー収入 | 280,573 | 売掛金 | 146,915 | | |
| | | | | | | 研究・販売業 務委託 | 258,077 | 未払金 | 63,133 | | |
| 子会社 | 第一三共ヨー ロッパGmbH | 同社グループ統括 ／医薬品の研究開 発・製造・販売 | 直接 100.0 | 兼任2名 | 製品の販売 及び研究開 発・販売業 務委託 | 製品の販売・ ロイヤリテイ ー収入 | 255,359 | 売掛金 | 58,600 | | |
| | | | | | | 研究・販売業 務委託 | 70,669 | 未払金 | 33,521 | 未払費用 | 619 |
| | | | | | | 資金の貸付 | 53,882 | 長期貸付金 | 53,882 | | |

注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

上記各社との取引条件については、市場価格等を参考に決定しております。

9. 1株当たり情報に関する注記

| | | |
|-----------------------|------|-----|
| (1) 1株当たり純資産額 | 575円 | 73銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 96円 | 03銭 |
| (3) 潜在株式調整後1株当たり当期純利益 | 95円 | 96銭 |

10. 重要な後発事象に関する注記

(1) 第一三共エスファ株式会社の株式の譲渡

2024年4月1日、当社は、2023年5月16日に締結したクオールホールディングス㈱との株式譲渡契約に基づき、当社が保有する第一三共エスファ㈱の発行済株式総数の21%をクオールホールディングス㈱に譲渡いたしました。

この結果、2025年3月期の損益計算書において「関係会社株式売却益」約51億円を計上する予定です。

(2) 自己株式取得および消却

連結注記表「9. 重要な後発事象に関する注記 (2) 自己株式取得および消却」をご参照ください。

11. その他の注記

環境対策引当金に関する注記

当社は野洲川工場跡地について、当該工場閉鎖後、2006年から2008年にかけて敷地内の汚染土壌の洗浄処理や掘削・除去等の土壌汚染対策工事を実施し、工事終了後、敷地周辺に観測井戸を設け地下水のモニタリングを継続してまいりました。

(a) 保管施設の撤去工事について

当該敷地内には、1993年に設置した農薬等の汚染土壌を保管する施設が2ヶ所（グラウンド下保管施設、新工場下保管施設）あり、現在も施設管理及び地下水のモニタリングを実施しております。これまで地下水のモニタリングにおいて問題は起きておりませんが、設置から相当程度の年数が経過しており、安心・安全に係る認識が世界的に大きく変化していることなどから、想定外の事象発生リスクを考え、環境経営を重視する当社として、事業リスク及び資産管理等の課題を解消すべく、2020年3月期に保管施設の撤去工事を行う決定をいたしました。

保管施設の撤去工事のため、土壌汚染対策法に準拠した調査を行い、2021年3月に調査が完了しました。その後、グラウンド下保管施設については、2021年9月から撤去工事を開始しており、現在も工事が進行しております。撤去工事の進捗により、当事業年度に土壌汚染の状況に関する新たな情報を入手したことから、追加の工事費用について信頼性のある見積りが可能となりました。

一方、新工場下保管施設は、野洲川河川敷の堤防部分に隣接しているため、野洲川河川敷堤防対策工事に合わせて撤去工事を実施する予定であります。

(b) 野洲川工場跡地及び野洲川河川敷での対策について

モニタリング調査において、一部の観測井戸でPOPs農薬エンドリンが農薬環境管理指針値（以下、指針値）を超過する値が継続して検出されていることが判明したため、2018年3月から2019年9月までの期間、当該敷地内及び隣地の野洲川河川敷の堤防部分について土壌・地下水の調査を実施いたしました。その調査の結果、指針値を超過したPOPs農薬エンドリンの分布範囲が特定されたため、土壌汚染対策法に準拠した調査を実施していましたが、2021年6月に完了しました。その調査結果を踏まえ対策工事計画について行政等と協議を重ねた結果、当事業年度に工事計画の合意に至りました。

当社は当事業年度において、野洲川工場跡地に設置している(a)保管施設の撤去工事等の関連コストについて、工事代金等の支払いに伴い1,006百万円を取り崩す一方、現時点での最善の見積りに基づき、2,270百万円を追加計上し、3,196百万円を環境対策引当金として計上しております。

また、(b)野洲川工場跡地及び野洲川河川敷での対策については、工事設計費用等の支払いに伴い11百万円を取り崩す一方、確定した工事計画に要する工事費用の現時点での最善の見積りに基づき、1,861百万円を追加計上し、15,949百万円を環境対策引当金として計上しております。その結果、当事業年度における環境対策引当金は19,146百万円となり、流動負債に6,130百万円、固定負債に13,015百万円、それぞれ表示しております。